○福崎町下水道排水設備指定工事店規程

平成28年4月1日上下水道課管理規程第22号

改正

平成30年3月30日上下水告示第6号 平成31年3月26日上下水告示第8号 令和元年11月19日上下水告示第16号 令和3年3月31日上下水告示第4号 令和4年9月1日上下水告示第18号

福崎町下水道排水設備指定工事店規程

(趣旨)

- 第1条 この規程は、福崎町下水道条例(平成16年福崎町条例第12号)及び福崎町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する規程(平成28年福崎町上下水道課管理規程第19号)に基づき、福崎町下水道排水設備指定工事店に関し必要な事項を定めるものとする。 (定義)
- **第2条** この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 排水設備工事 福崎町下水道条例第2条第6号及び福崎町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例(平成5年福崎町条例第24号)第3条第6号に規定する排水設備の工事(新設、増設、改築及び撤去を含む。)をいう。
 - (2) 指定工事店 排水設備工事の施工ができるものとして、公営企業管理者(以下「管理者」という。)が指定した下水道排水設備指定工事店をいう。
 - (3) 責任技術者 財団法人兵庫県まちづくり技術センター(以下「技術センター」という。)が実施する責任技術者認定試験(以下「試験」という。)に合格し、町に登録した下水道排水設備工事責任技術者をいう。

(指定工事店の指定)

- **第3条** 排水設備工事を施工することができる者は次に掲げる要件に適合している工事業者とし、管理者はこれを指定工事店として指定するものとする。
 - (1) 責任技術者が1人以上専属していること。
 - (2) 工事の施工に必要な設備及び器材を有していること。
 - (3) 兵庫県内に営業所があること。
 - (4) 次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 工事業者(法人にあっては代表者)が破産手続開始の決定を受けて復権していない場合
 - イ 工事業者(法人にあっては代表者)が第18条の規定により責任技術者としての登録を 取り消されてから2年を経過していない場合
 - ウ 指定工事店が、第10条第2項の規定により指定を取り消されてから2年を経過していない場合
 - エ 工事業者がその業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足り る相当の理由がある場合
 - オ 工事業者(法人にあっては代表者)が精神の機能の障害により排水設備等の新設等の 工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことが できない場合

カ 法人であって、その役員のうちにアからオまでのいずれかに該当する者がいる場合

2 前項第4号ウの規定に該当する場合で、当該指定工事店が法人であるときは、その代表者は、同号ウに掲げる期間内において、個人又は法人の代表者として指定工事店の指定を受けることはできない。

(指定の申請)

- 第4条 指定工事店としての指定を受けようとする者は、下水道排水設備指定工事店申請書 (様式第1号)を管理者に提出しなければならない。
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 個人の場合は、住民票記載事項証明書及び前条第1項第4号アからカに該当しないことを誓約する書類(様式第2号)
 - (2) 法人の場合は、履歴事項全部証明書(原本)、定款の写し及び代表者に関する前号に 定める書類
 - (3) 営業所の平面図及び付近見取図 (様式第3号) 及び写真
 - (4) 専属責任技術者名簿(様式第4号)及び専属関係を証する書類
 - (5) 専属する責任技術者の下水道排水設備工事責任技術者証(第15条第1項の規定に基づき管理者が交付したものをいう。以下「責任技術者証」という。)の写し
 - (6) 工事の施工に必要な設備及び器材を有していることを証する書類 (指定工事店証)
- 第5条 管理者は、指定工事店としての指定を行った工事業者に対し、下水道排水設備指定工 事店証(以下「指定工事店証」という。)を交付するものとする。
- 2 指定工事店は、指定工事店証を営業所内の見やすい場所に掲げなければならない。
- 3 指定工事店は、指定工事店証を毀損し、又は紛失したときは、直ちに指定工事店証再交付申請書(様式第5号)を管理者に提出して再交付を受けなければならない。
- 4 指定工事店は、第10条の規定により指定を取り消されたときは、遅滞なく管理者に指定工事店証を返納しなければならない。この場合において、同条第2項の規定により指定の効力の一時停止をされたときは、その期間指定工事店証を返納しなければならない。

(指定工事店の責務及び遵守事項)

- 第6条 指定工事店は、条例、規程その他管理者が定めるところに従い、誠実に排水設備工事 を施工しなければならない。
- 2 指定工事店は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 工事施工の申込みを受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。
 - (2) 工事は、適正な工費で施工しなければならない。この場合において、工事契約に際しては、工事金額、工事期限その他の必要事項を明確に示さなければならない。
 - (3) 工事の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
 - (4) 指定工事店としての自己の名義を他の業者に貸与してはならない。
 - (5) 工事は、排水設備工事の計画に係る管理者の確認を受けたものでなければ着手してはならない。
 - (6) 工事は、責任技術者の監理の下においてでなければ設計し、及び施工してはならない。
 - (7) 工事の完了後1年以内に生じた故障等については、天災地変又は使用者の責めに帰すべき理由によるものでない限り、無償で補修しなければならない。
 - (8) 災害等緊急時に、排水設備の復旧に関して管理者から協力の要請があった場合は、これに協力するよう努めなければならない。

(指定の有効期間)

第7条 指定の有効期間は、指定工事店としての指定を受けた日から5年とする。ただし、特別の理由があるときは、管理者は、これを短縮することができる。

(指定の更新)

- 第8条 指定工事店が、指定の有効期間満了に際し、引き続き指定工事店としての指定を受けようとするときは、管理者の指定する期日までに下水道排水設備指定工事店申請書を管理者に提出しなければならない。
- 2 前項の申請書に添付し、又は提出する書類等については、第4条第2項の規定を準用する。 (指定の辞退及び異動の届出義務)
- 第9条 指定工事店は、第3条第1項各号の指定要件を欠くに至ったとき、又は指定工事店と しての営業を廃止し、若しくは休止しようとするときは、直ちに指定工事店指定辞退届(様 式第6号)を管理者に提出しなければならない。
- 2 指定工事店は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに指定工事店 異動届(様式第7号)を管理者に提出しなければならない。
 - (1) 組織を変更したとき。
 - (2) 代表者に異動があったとき。
 - (3) 営業所を移転したとき。
 - (4) 専属する責任技術者に異動があったとき。
 - (5) 住居表示又は電話番号に変更があったとき。

(指定の取消し又は一時停止)

- 第10条 管理者は、指定工事店から前条第1項に規定する届出を受けたときは、指定を取り消さなければならない。
- 2 管理者は、指定工事店が次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消し、又は6 月を超えない範囲内において指定の効力を停止することができる。
 - (1) 条例、規程等に違反したとき。
 - (2) 業務に関し不誠実な行為がある等、管理者が指定工事店として不適当と認めたとき。 (責任技術者の登録)
- 第11条 管理者は、第3条第1項第1号において定める責任技術者についての登録を行うものとする。

(責任技術者の責務等)

- 第12条 責任技術者は、条例、規程その他管理者が定めるところに従い、排水設備工事の設計及び施工(監理を含む。)に当たらなければならない。
- 2 責任技術者は、当該工事が竣工した際に行われる完了検査に立ち会わなければならない。 (登録資格)
- 第13条 試験に合格した者は、その登録を受ける資格を有するものとする。
- 2 前項の規定に定める者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を受けることができない。
 - (1) 破産手続開始の決定を受けて復権していない者
 - (2) 不法行為又は不正行為等によって試験の合格又は責任技術者としての登録を取り消され、2年を経過していない者
 - (3) 精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必

要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

3 責任技術者又はその法定代理人若しくは同居の親族は、当該責任技術者が精神の機能の障害を有することにより認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態となったときは、管理者にその旨を届け出るものとする。

(登録の申請)

- 第14条 責任技術者としての登録を受けようとする者は、責任技術者登録申請書(様式第8号)を管理者に提出しなければならない。
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類等を添付しなければならない。
 - (1) 住民票記載事項証明書及び写真
 - (2) 前条に規定する登録資格を有することを誓約する書類(様式第9号)
- 3 前条に規定する登録資格の有効期間は、試験の合格証の交付の日から5年を経過して最初に到来する3月31日までとする。ただし、技術センターが試験の合格後5年ごとに実施する 更新講習を継続して受講した者及び管理者が特別な理由があると認めた者については、この 限りでない。

(責任技術者証)

- 第15条 管理者は、第13条に定める登録資格を有する者から前条に規定する申請があったときは、責任技術者として登録を行い、下水道排水設備工事責任技術者証(様式第10号)を交付するものとする。
- 2 責任技術者は、排水設備工事の業務に従事するときは、常に責任技術者証を携帯し、上下 水道事業職員等の要求があったときには、これを提示しなければならない。
- 3 責任技術者は、氏名及び住所に異動(住居表示の変更を含む。)があったときは、直ちに 責任技術者異動届(様式第11号)に異動の事実を証する書類及び責任技術者証を添えて、管 理者に届け出なければならない。
- 4 責任技術者は、責任技術者証を毀損し、又は紛失したときは、直ちに責任技術者証再交付申請書(様式第12号)を管理者に提出し、再交付を受けなければならない。
- 5 責任技術者は、第18条の規定により登録を取り消されたときは、責任技術者証を遅滞なく 管理者に返納しなければならない。同条の規定により登録の効力の一時停止をされたときは、 その停止期間中返納しなければならない。

(登録の有効期間)

第16条 登録の有効期間(以下「登録期間」という。)は、登録の日から登録資格の有効期間 の末日までとする。ただし、管理者が特に必要があると認めたときは、これを短縮すること ができる。

(登録の更新及び更新講習)

- 第17条 責任技術者は、登録期間の満了後も引き続き登録を受けようとするときは、期間満了 日までにあらかじめ登録の更新(以下「登録更新」という。)を受けなければならない。た だし、管理者が特別な理由があると認めたときは、この限りでない。
- 2 登録更新を受けようとする責任技術者は、技術センターが試験の合格後5年ごとに実施する更新講習を受講しなければならない。
- 3 登録更新を受けようとする責任技術者は、管理者が指定する期日までに責任技術者登録申 請書に、次に掲げる書類等を添付して管理者に提出しなければならない。
 - (1) 住民票記載事項証明書及び写真
 - (2) 更新講習受講修了証の写し

(登録の取消し又は一時停止)

- 第18条 管理者は、責任技術者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消し、又は6月を超えない範囲内において、登録の効力を停止することができる。
 - (1) 条例、規程等に違反したとき。
 - (2) 業務に関し不誠実な行為がある等、管理者が責任技術者として不適当と認めたとき。 (手数料)
- 第19条 第4条に規定する指定工事店の指定に際し徴収する手数料及び第14条に規定する責任 技術者の登録の際に徴収する手数料については、福崎町手数料条例(平成12年福崎町条例第 3号)によるものとする。
- 2 第8条に規定する指定工事店の指定の更新の際に徴収する手数料及び第17条に規定する責任技術者の登録の更新の際に徴収する手数料についても、前項の例による。 (公示)
- **第20条** 管理者は、指定工事店に関し次に掲げる措置をしたときは、その都度これを公示するものとする。
 - (1) 指定工事店を新たに指定したとき。
 - (2) 指定工事店の指定の取消し又は一時停止したとき。
 - (3) 指定工事店の指定の有効期間満了に際し、継続して指定しなかったとき。
- 2 管理者は、技術センターが試験又は更新講習を実施しようとするときは、あらかじめ試験又は更新講習の日時等を公示しなければならない。

(補則)

第21条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。